

逐条解説

宇部市文化の振興及び 文化によるまちづくり条例

【文化振興まちづくり条例】

(平成22年条例第57号)

平成23年(2011年)1月

宇部市総合政策部文化振興課

目 次

前 文	1
第 1 条（目的）	3
第 2 条（定義）	4
第 3 条（基本理念）	5
第 4 条（市の役割）	7
第 5 条（市民等の役割）	8
第 6 条（基本方針の策定）	9
第 7 条（審議会）	1 1
附 則	1 2
< 参考 >	
宇部市文化の振興及び文化によるまちづくり条例	1 3
宇部市文化振興まちづくり審議会規則	1 6

前文

文化は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎを与え、豊かな人間性や創造力を育み、また、人を育て、人と人とのつながりを生み出すものであり、子どもたちの健やかな成長や心豊かな市民生活のために欠かせないものであります。

そして、観光や産業など他の分野の活力を促し、まちを豊かにするための重要な要素でもあります。

石炭産業の振興により発展したわがまちでは、先人たちの献身的な取組の中で「共存同栄・協同一致」の精神^{こころ}が生まれ、戦災復興や公害対策の中で、緑化運動や花いっぱい運動などの市民一丸となった活動につながりました。

そして、それらの活動は、荒廃した生活空間や青少年の心の蘇生を願い、「自然と人間の接点を芸術から」という先駆的な観点で始まった野外彫刻でまちを飾る運動へと発展し、本市独自の文化が創造されました。

この独自の文化は、ビエンナーレ形式の野外彫刻展という形で歴史を刻み、まちの至る所で野外彫刻が鑑賞できる本市固有の情景が生まれました。

また、市内には、産業都市としての本市の歩みを印象づける数々の近代化産業遺産があります。

特に昭和初期の建築美を今に伝え、国の重要文化財にも指定されている渡辺翁記念会館は、音響効果に優れた音楽ホールとして高い評価を得て、国内外の著名な音楽家等の公演が行われるとともに、隣接する文化会館とあわせ、市民団体等による舞台芸術の発表・鑑賞の機会を支える市民の幅広い文化活動の場として活用され、親しまれています。

このような本市独自の文化や歴史的・文化的資産を次世代に引き継ぐとともに、さらに発展させ、新たなまちの活力を生み出すため、市と市民が協働して、文化の振興と文化によるまちづくりに取り組むことを目指し、この条例を制定します。

< 趣旨 >

この「前文」は、この条例を制定する背景や必要性を市民に分かりやすく説明するもので、「文化の持つ意義」、「本市で生まれ、受け継がれてきた独自の文化」、そして「条例制定の趣旨」を示しています。

< 説明 >

文化というものは、子どもたちの健やかな成長や心豊かな市民生活のために欠かせないものであるとともに、まちを豊かにするための重要な要素でもあります。

一方、本市は、石炭産業で栄え、大正10年に村から一躍市制を施行し、その後も先人たちの功績により工業都市として発展してきました。

また、産業が発展する中で、公害等による生活環境の悪化や青少年の非行などの問題も生じましたが、市民、団体、事業者などが一体となって、その克服に取り組みました。

こうしたわがまちの歴史を振り返ると、本市で育まれた文化には、以下のような特徴が挙げられます。

野外彫刻でまちを飾る独自の文化

まちの復興に併せて展開された市民運動の中から、野外彫刻でまちを飾る独自の文化が創造され、現在ではUBEビエンナーレ（現代日本彫刻展）として、その歴史を刻んでいます。

数々の近代化産業遺産の存在

市内には工業都市として発展を続けてきた本市の歩みを印象づける、数々の近代化産業遺産が存在しています。

その中で、渡辺翁記念会館は、本市発展の基となられた渡辺祐策翁の遺徳を記念し、同氏が関連された各社の寄附を得て、村野藤吾氏の設計により建設されました。

同会館は、音響効果に優れた音楽ホールとして高い評価を得て、様々な音楽家等の公演が行われ、また、隣接する文化会館とあわせて、市民団体等による舞台芸術の発表・鑑賞の機会を支える、市民の幅広い文化活動の場として活用され、親しまれています。

また、意匠的に優秀で、歴史的価値の高い建造物として、平成17年に国の重要文化財に指定されました。

これらの本市独自の文化や歴史的・文化的資産を次世代に引き継ぐことは、今を生きる私たちの使命と受け止め、また、さらに発展させ、新たなまちの活力を生み出す必要があると考えます。

そこで、平成23年に市制施行90周年を迎えると同時に、UBEビエンナーレ（現代日本彫刻展）が50周年を、また花壇コンクールが100回目を迎えることを契機に、市と市民との協働により、文化を振興するとともに、都市政策の一つとして、文化によるまちづくりに戦略的に取り組むことを目指し、この条例を制定するものです。

第 1 条（目的）

（目的）

第 1 条 この条例は、文化の振興及び文化によるまちづくりを進めるための基本理念を定めるとともに、市並びに市民、市民団体及び事業者の役割その他基本的な考え方を明らかにすることにより、本市の文化の振興及び文化によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもたちの健やかな成長、心豊かな市民生活及び活力あるまちの創造に寄与することを目的とする。

< 趣旨 >

この条文は、前文で示した基本的な考え方にに基づき、この条例を制定する目的を明らかにするものです。

< 説明 >

文化の振興及び文化によるまちづくりを進めるための基本理念を定めるとともに、市並びに市民、市民団体及び事業者の役割その他基本的な考え方を明らかにすることにより、本市の文化の振興や文化によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもたちの健やかな成長、心豊かな市民生活及び活力あるまちの創造に寄与することを目的とします。

第 2 条（定義）

（定義）

第 2 条 この条例において「文化」とは、芸術、芸能、伝統文化、生活文化その他市民が主体的に行う創造的な諸活動及び文化財（近代化産業遺産（日本の産業の近代化を支えた建造物、機械等で、経済産業省が各地域から募集し、認定した文化遺産の一分類をいう。）を含む。以下同じ。）をいう。

< 趣旨 >

この条文は、この条例で規定する「文化」の範囲を明らかにするものです。

< 説明 >

「文化」とは、

芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいいます。）など）

芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎などの伝統芸能及び講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術などの大衆芸能）

伝統文化（茶道、華道・生け花、書道、邦楽、盆栽、陶芸、工芸、短歌、俳句など）

生活文化（ファッション、民族衣装、食文化、造花、押し花その他人の衣食住の生活に根ざした営み）

のほか、娯楽や民俗芸能、各地域に根ざした祭りその他の伝統行事など市民が主体的に行う創造的な諸活動

（これらは、プロや専門家が行うもののみを指すのではなく、アマチュアや子どもたちの取組まで広く含みます。）

文化財（近代化産業遺産（日本の産業の近代化を支えた建造物、機械等で、経済産業省が各地域から募集し、認定した文化遺産の一分類をいう。）を含む。以下同じ。）

をいいます。

第3条（基本理念）

（基本理念）

第3条 市並びに市民、市民団体及び事業者（以下「市民等」という。）は、文化の振興及び文化によるまちづくりを進めるに当たっては、次に掲げる理念を基本とする。

- (1) 文化に関する活動（以下「文化活動」という。）を行う市民等の自主性及び創造性並びに活動の多様性を尊重すること。
- (2) 市の独自性あふれる文化活動及び文化財を保存し、継承し、発展させ、及び活用すること。
- (3) 市民すべてが文化を創造し、及び享受することができることを尊重し、市民の文化意識が高まり、市民等の文化活動が活発に行われるような環境の整備に努めること。
- (4) 文化の振興に関する活動及び取組を観光、産業その他の分野の活動に連携させ、市の活力を高めること。

<趣旨>

この条文は、文化の振興及び文化によるまちづくりを進めるに当たり、市と市民、市民団体及び事業者が基本とすべき考え方を示したものです。

文化の振興及び文化によるまちづくりは、行政だけではなく、市民、団体、事業者等がそれぞれその役割を担っているものであり、社会全体で考え、取り組むべき課題であることから、それに市と市民等が一体となり、共通の目標として取り組んでいく上での考え方を基本理念として掲げたものです。

<説明>

「基本理念」として、次の4点を掲げています。

- (1) 文化活動を行う市民、市民団体及び事業者（以下「市民等」といいます。）の自主性、創造性とその活動の多様性を尊重すること。
なお、文化活動とは、文化を創造し、参加し、若しくは鑑賞し、又は支援する活動、文化を保護し、及び継承する活動、文化を企画し、提供する活動など文化に関する活動をいいます。

文化活動は、市民の自主性と創造性による自由なものであり、行政がその内容に干渉し、又は特定の文化やそのあり方を押しつけるべきものではないという趣旨です。

行政は、市民の自主的・主体的な文化活動を側面的にサポートする役割を担い、市民の文化活動の基盤や環境などの条件を整備する必要があります。

このことを文化の振興及び文化によるまちづくりにおける第一の基本理念として定めています。

- (2) 市の独自性あふれる文化活動及び文化財を保存し、継承し、発展させ、及び活用すること。

本市にはこれまでの歴史の中で生まれた独自の文化があり、本市の財産とも言うべきその活動や文化財を保存し、継承していくことは、今を生きる私たちの務めであり、また使命でもあると言えます。

そして、それらをさらに発展させ、また活用することは、市民の文化活動の活発化やまちの活性化にもつながることになると考えます。

そこで、野外彫刻でまちを飾るといふ本市で生まれ、育まれてきた独自の文化をUBEビエンナーレ（現代日本彫刻展）として、また、近代化産業遺産を含めた様々な文化財を永続的に受け継ぎ、また発展させ、活用していくことを基本理念の一つとして定めています。

- (3) すべての市民が文化を創造し、享受することができるということを尊重し、市民の文化意識が高まり、市民等の文化活動が活発に行われるような環境の整備に努めること。

文化を創造すること（創作し、又は表現すること。）や享受すること（鑑賞し、又は体験して楽しむこと。）は、憲法第13条に規定される「幸福追求権」の一つとして、人々が生まれながらにして持つ権利であると考えられており、文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）及び山口県文化芸術振興条例（平成19年県条例第55号）の基本理念においても示されています。

この条例においても、市民が年齢、性別その他の条件に関わりなく、等しく文化活動に参加できるよう、イベントや行事の開催、施設の整備充実などの機会や場の提供、情報の発信など、その環境の整備に市と市民等が共に努めることを基本理念として定めています。

- (4) 文化の振興に関する活動及び取組を観光、産業その他の分野の活動に連携させ、市の活力を高めること。

文化は、人が人間らしく生きるための糧として、豊かな人間性や創造力のかん養をもたらし、また、人と人との連帯感を生み出し、社会基盤を形成するものと言える一方、文化の活発化により、地域の魅力の増進につながるとともに、さらに観光、産業などの分野で新たな需要や交流、付加価値を生み出す要素にもなりうると考えられます。

そこで、文化の人づくりの側面だけでなく、地域づくりや地域の活性化にもつながる側面に注目して、文化活動を観光その他の産業分野の活動と連携させ、新たな経済需要の創出により、市の活力を高めるよう努めることを基本理念として定めています。

第4条（市の役割）

（市の役割）

第4条 市は、市民等と協働して、文化の振興及び文化によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、文化の振興及び文化によるまちづくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

<趣旨>

この条文は、文化の振興及び文化によるまちづくりを進めるに当たっての市の役割を示したものです。

<説明>

まず、第1項は、市は、前条に規定する基本理念に基づき、幅広い視点に立ち、文化の振興及び文化によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に進める必要があることを定めています。

この規定を受け、市長は、第7条の規定により設置する審議会の意見を聴取しながら、第6条の規定により基本方針を策定することにしていきます。

具体的には、中長期にわたる施策の方向性とその目標を計画化することにしており、それらの施策を文化活動の担い手であり、中心となる市民等と協働して取り組むこととしています。

次に、第2項は、市は、文化の振興及び文化によるまちづくりに関する施策を推進するための財政上の措置を財政状況に応じて講ずるよう努めることを定めています。

市民等の文化活動への支援や環境の整備には財政上の措置が必要となることから、市は、財政状況を見ながら、その措置に努めることとしています。

第5条（市民等の役割）

（市民等の役割）

第5条 市民等は、自らが文化の担い手として、文化の創造、享受、継承及び発展並びにこれらの発信に積極的に努めるものとする。

2 市民等は、多様な文化活動を理解し、尊重し、及び相互の交流に努めるものとする。

<趣旨>

この条文は、文化の振興及び文化によるまちづくりを進めるに当たっての市民等の役割を示したものです。

<説明>

まず、第1項は、市民等は、文化の担い手は自分たちであるという認識の基に、日頃から文化活動に携わっている人のみならず、市民一人ひとりが文化の意義と果たす役割の重要性を理解し、文化の創造、享受、継承と発展、そして、これらの発信に積極的に関わっていくよう努めることとしています。

次に、第2項では、市民等は、文化活動には様々なものがあり、色々な文化の表現を工夫しながら創造していることについて、否定することなく理解し、尊重するとともに、各分野相互の交流に努めることとしています。

第6条（基本方針の策定）

（基本方針の策定）

第6条 市長は、文化の振興及び文化によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な指針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市民等の自主的な文化活動の促進及び文化活動への意識の啓発に関すること。
- (2) 本市独自の文化活動である緑と花と彫刻によるまちづくり及び伝統文化の継承、発展及び活用に関すること。
- (3) 渡辺翁記念会館を始めとした文化財の保存、継承及び活用に関すること。
- (4) 学校、家庭及び地域における子どもたちへの文化に関する教育及び子どもたちの文化活動への支援に関すること。
- (5) 文化の創造若しくは鑑賞又は文化活動への参加その他広く市民等が文化に触れる機会の充実にに関すること。
- (6) 文化を通じた市民等の国内外における交流の促進に関すること。
- (7) 文化活動を担う人材の育成及び確保に関すること。
- (8) 総合的に文化の振興を進める体制の整備に関すること。
- (9) 文化施設の充実及び効率的かつ効果的な管理運営に関すること。
- (10) 文化の振興に係る取組と産業経済分野との連携及び情報通信技術を活用した効果的で魅力的な文化に関する情報の発信に関すること。

3 市長は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ次条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本方針を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

<趣旨>

この条文は、第4条第1項の規定により市が文化の振興及び文化によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するに当たり、第3条で定める基本理念に基づき、基本的な指針である「基本方針」を市長が策定することについて、当該基本方針に盛り込むべき事項及び策定に当たっての手続きについて定めたものです。

< 説明 >

まず、第 1 項は、文化の振興及び文化によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するに当たって、市長が基本方針を策定することを定めています。

具体的には、中長期の計画を策定し、取り組むべき施策とその目標を明らかにすることにしてあります。

次に、第 2 項では、基本方針に盛り込むべき事項を掲げています。

文化活動の主役である市民等の自主的な活動の促進と意識啓発をはじめ、本市独自の文化である「緑と花と彫刻のまちづくり」や伝統文化の継承、発展と活用や子どもたちへの文化に係る教育、子どもたちの文化活動への支援、市民等が文化に触れる機会の充実、文化による市民等の国内外における交流の促進、文化活動を担う人材の育成及び確保、文化の振興を推進するための体制の整備など、多種多様な施策に取り組んでいくことを定めています。

中長期の計画の策定に当たっては、ここに掲げた方針を施策の柱として、施策の具現化を行います。

次に、第 3 項及び第 4 項は、基本方針を策定するときの手続きを定めています。

基本方針として中長期の計画を策定するに当たっては、この条例により設置する審議会に計画案を諮問するほか、様々な手法により市民の意見を聴取することにしてあります。

また、策定後は、これを市民に公表することにしてあります。

第7条（審議会）

（審議会）

第7条 前条第3項に定めるもののほか、本市の文化の振興及び文化によるまちづくりに関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議させるため、宇部市文化振興まちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、市民、学識経験者及び文化活動を行う関係者又は関係団体の代表者のうちから、市長が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市規則で定める。

<趣旨>

この条文は、本市の文化の振興及び文化によるまちづくりに関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議させるための「宇部市文化振興まちづくり審議会」を市長の附属機関として設置することを定めたものです。

<説明>

この審議会は、市民、学識経験者及び文化活動を行う関係者又は関係団体の代表者からなる委員10人以内で組織することにしています。

委員の任期は2年とし、再任も可能としており、その他の審議会の組織及び運営について必要な事項は、市規則で定めることにしています。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に市長が任命する審議会の委員の任期は、第7条第4項本文の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

(以下略)

< 趣旨 >

附則は、この条例の施行期日と経過措置等について定めたものです。

< 説明 >

この条例は、平成22年(2010年)12月9日に宇部市議会12月定例会に条例案を提出し、同月22日に市議会において一部修正の上、可決され、同月28日に条例(条例第57号)を公布し、同日から施行しました。

また、第7条の規定により設置することとした「宇部市文化振興まちづくり審議会」の初代委員の任期は、事務の都合上、同条第4項本文の規定にかかわらず、市長が任命した日から平成24年3月31日までとしたものです。その後の委員の任期は、同項本文の規定により2年とするものです。

宇部市文化の振興及び文化によるまちづくり条例

(平成22年条例第57号)

原文縦書

文化は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎを与え、豊かな人間性や創造力を育み、また、人を育て、人と人とのつながりを生み出すものであり、子どもたちの健やかな成長や心豊かな市民生活のために欠かせないものであります。

そして、観光や産業など他の分野の活力を促し、まちを豊かにするための重要な要素でもあります。

石炭産業の振興により発展したわがまちでは、先人たちの献身的な取組の中で「共存同栄・協同一致」の精神^{こころ}が生まれ、戦災復興や公害対策の中で、緑化運動や花いっぱい運動などの市民一丸となった活動につながりました。

そして、それらの活動は、荒廃した生活空間や青少年の心の蘇生を願い、「自然と人間の接点を芸術から」という先駆的な観点で始まった野外彫刻でまちを飾る運動へと発展し、本市独自の文化が創造されました。

この独自の文化は、ビエンナーレ形式の野外彫刻展という形で歴史を刻み、まちの至る所で野外彫刻が鑑賞できる本市固有の情景が生まれました。

また、市内には、産業都市としての本市の歩みを印象づける数々の近代化産業遺産があります。

特に昭和初期の建築美を今に伝え、国の重要文化財にも指定されている渡辺翁記念会館は、音響効果に優れた音楽ホールとして高い評価を得て、国内外の著名な音楽家等の公演が行われるとともに、隣接する文化会館とあわせ、市民団体等による舞台芸術の発表・鑑賞の機会を支える市民の幅広い文化活動の場として活用され、親しまれています。

このような本市独自の文化や歴史的・文化的資産を次世代に引き継ぐとともに、さらに発展させ、新たなまちの活力を生み出すため、市と市民が協働して、文化の振興と文化によるまちづくりに取り組むことを目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、文化の振興及び文化によるまちづくりを進めるための基本理念を定めるとともに、市並びに市民、市民団体及び事業者の役割その他基本的な考え方を明らかにすることにより、本市の文化の振興及び文化によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもたちの健やかな成長、心豊かな市民生活及び活力あるまちの創造に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「文化」とは、芸術、芸能、伝統文化、生活文化その他市民が主体的に行う創造的な諸活動及び文化財（近代化産業遺産（日本の産業の近代化を支えた建造物、機械等で、経済産業省が各地域から募集し、認定した文化遺産の一分類をいう。）を含む。以下同じ。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 市並びに市民、市民団体及び事業者（以下「市民等」という。）は、文化の振興及び文化によるまちづくりを進めるに当たっては、次に掲げる理念を基本とする。

- (1) 文化に関する活動（以下「文化活動」という。）を行う市民等の自主性及び創造性並びに活動の多様性を尊重すること。
- (2) 市の独自性あふれる文化活動及び文化財を保存し、継承し、発展させ、及び活用すること。
- (3) 市民すべてが文化を創造し、及び享受することができることを尊重し、市民の文化意識が高まり、市民等の文化活動が活発に行われるような環境の整備に努めること。
- (4) 文化の振興に関する活動及び取組を観光、産業その他の分野の活動に連携させ、市の活力を高めること。

(市の役割)

第 4 条 市は、市民等と協働して、文化の振興及び文化によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、文化の振興及び文化によるまちづくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第 5 条 市民等は、自らが文化の担い手として、文化の創造、享受、継承及び発展並びにこれらの発信に積極的に努めるものとする。

2 市民等は、多様な文化活動を理解し、尊重し、及び相互の交流に努めるものとする。

(基本方針の策定)

第 6 条 市長は、文化の振興及び文化によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な指針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市民等の自主的な文化活動の促進及び文化活動への意識の啓発に関すること。
- (2) 本市独自の文化活動である緑と花と彫刻によるまちづくり及び伝統文化の継承、発展及び活用に関すること。

- (3) 渡辺翁記念会館を始めとした文化財の保存、継承及び活用に関すること。
 - (4) 学校、家庭及び地域における子どもたちへの文化に関する教育及び子どもたちの文化活動への支援に関すること。
 - (5) 文化の創造若しくは鑑賞又は文化活動への参加その他広く市民等が文化に触れる機会の充実に関すること。
 - (6) 文化を通じた市民等の国内外における交流の促進に関すること。
 - (7) 文化活動を担う人材の育成及び確保に関すること。
 - (8) 総合的に文化の振興を進める体制の整備に関すること。
 - (9) 文化施設の充実及び効率的かつ効果的な管理運営に関すること。
 - (10) 文化の振興に係る取組と産業経済分野との連携及び情報通信技術を活用した効果的で魅力的な文化に関する情報の発信に関すること。
- 3 市長は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ次条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 市長は、基本方針を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
 - 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(審議会)

第7条 前条第3項に定めるもののほか、本市の文化の振興及び文化によるまちづくりに関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議させるため、宇部市文化振興まちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 3 委員は、市民、学識経験者及び文化活動を行う関係者又は関係団体の代表者のうちから、市長が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市規則で定める。

附 則 （平成22年12月28日条例第57号） 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後最初に市長が任命する審議会の委員の任期は、第7条第4項本文の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

(以下略)

宇部市文化振興まちづくり審議会規則（平成22年規則第43号）

原文縦書

（趣旨）

第1条 この規則は、宇部市文化の振興及び文化によるまちづくり条例（平成22年条例第57号）第7条第6項の規定に基づき、宇部市文化振興まちづくり審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ一人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（その他）

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 （平成22年12月28日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。